

1 鹿児島海区
(1) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条 件		関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度	
鹿特区魚第5号	第1種区画漁業 東町漁協	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島赤瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第4号, 鹿特区魚第6号及び鹿特区魚第7号と合わせて377台	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区魚第6号	第1種区画漁業 東町漁協	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島鵜瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第4号, 鹿特区魚第5号及び鹿特区魚第7号と合わせて377台	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区魚第7号	第1種区画漁業 東町漁協	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島片側南長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第4号, 鹿特区魚第5号及び鹿特区魚第6号と合わせて377台	出水郡長島町の旧東町の地区

(1) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁 場 種 類		漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件		関 係 地 区
番 号	個 別 漁 業 権 又 は 団 体 漁 業 権 の 別					い け す (8 メ ー ト ル × 8 メ ー ト ル) の 数 の 最 高 限 度		
大 特 区 魚 第 16 号	第 1 種 区 画 漁 業	魚 類 (く ろ ま ぐ ろ を 除 く) 小 割 式 養 殖 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日	大 島 郡 瀬 戸 内 町 浜 グ リ 崎 地 先	点 ア , 点 イ , 点 ウ , 点 エ 及 び 点 ア を 順 次 に 直 線 で 結 ん だ 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 点 の 位 置 点 ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点 イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点 ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点 エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁 具 群 の 外 角 に 電 燈 そ の 他 の 照 明 に よ る 漁 具 標 識 を 設 置 し な け れ ば な ら ない	19 台	大 島 郡 瀬 戸 内 町
瀬 戸 内 漁 協								
団 体 漁 業 権								